

介護職員等 特定処遇改善加算について

(1) 介護職員処遇改善加算とは

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算で、算定するためには全5区分からなる、区分ごとに設定された要件を満たす必要があります。

介護職員処遇改善加算の申請のために必要な要件には「キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」と「職場環境等要件」があり、申請できる加算の区分は、どの要件を満たしているかによって異なります。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬改定により、人材確保のための取組をより一層進めるため、従来の処遇改善加算に加えて10月に創設されたもので、次の基本的な考え方により届出要件等が定められています。

- ①経験・技能のある介護職員に重点化しつつ
- ②職員の更なる処遇改善を行うとともに
- ③一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めること。

(3) 算定要件の概要

介護職員等特定処遇改善加算には加算区分(1)と(2)があり、次の要件を満たすことが必要です。

加算区分(1)

1. 【賃金改善要件】
2. 【現行加算要件】
3. 【職場環境等要件】
4. 【見える化要件】
5. 【介護福祉士の配置等要件】

加算区分(2)

上記、加算区分(1)の要件のうち、5. 【介護福祉士の配置等要件】を満たさない場合。

(4) 見える化要件について

【見える化要件】とは

ホームページへの掲載等を通じた、介護職員処遇改善加算に基づく、賃上げ以外の取組みの見える化を行っていることと規定されています。

【職場環境等要件】の「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1つ以上行う必要がある取組みについて公表します。

(3) 当法人の取組み

特定処遇改善加算について、計画書に基づいて賃金改善以外の取組みを下記に記載します。

分類	内容	当法人の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	月に1～2回の内部研修を実施しています。 外部研修では受講支援として受講料の全額負担・出勤扱いにて対応し、職員が研修を受講しやすい環境を整えています。
	キャリアパス要件に該当する事項	教育体制としてプリセプター制度を導入しており、職員のキャリアアップを支援しています。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各種会議や委員会を通じて、職員一人一人が意見を出しやすく、採用されやすい環境を整えています。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	介護サービス情報公表制度に掲載しているほか、ホームページでも様々な情報を発信しています。

当法人では、法人全体で届出を行っているため、上記取組み内容の他に、各事業所では個別に様々な取組みを実施しています。